



第4章

生活排水処理施設の整備 に関する事項

1. 前計画の検証

(1) 生活排水処理施設

前計画では、「松山市生活排水処理基本計画」(平成21年4月)に基づき、平成29年度の生活排水処理人口の見通しを設定している。「松山市生活排水処理基本計画」(平成21年4月)では毎年度の生活排水処理人口の見通しを推計しているが、この平成29年度の推計値と、現況(平成29年)の実績値を比較・評価を行うと次表のとおりで、公共下水道はわずかに達成できず、合併処理浄化槽は推計値の9割にとどまったが、生活排水汚水処理人口は95.4%となった。

表4-1 生活排水処理施設の達成度

	目標値(H29)(人)	実績値(H29)(人)	達成率(%)
公共下水道(整備人口)	328,500	320,028	97.4
合併処理浄化槽	135,944	123,168	90.6
生活排水処理人口	464,444	443,196	95.4

※ 公共下水道(整備人口)には、農業集落排水処理施設人口を含む。

(2) 河川水質

河川水質については、「第2章 6.(2)」でも述べたが、前計画策定時(平成22年度)と現況(平成29年度)を比較し、環境基準が設定されている河川の環境基準達成度及び水質に比較的大きな変化がみられた河川を整理すると、表4-2のようになる。

なお、合併処理浄化槽の整備にあたり、水質汚濁が著しい河川流域から優先して整備を行う水質改善優先整備地区として位置づけられ、補助額の増額により優先的に整備を推進してきた久枝地区に位置する久万川(18.和気支所前(学橋)、19.保具橋)の水質は、前計画(H13~H22)では18.和気支所前(学橋)のBODが15mg/lを超えるような年もあったが、近年は概ね10mg/lを下回っており、引き続き継続した取り組みが求められる。

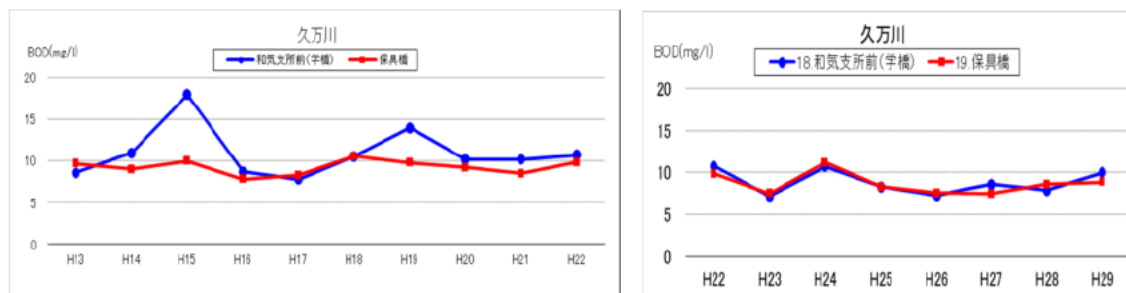


図4-1 久万川の水質(左:前計画 右:今回)

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

表 4-2 河川水質(BOD)の変化及び環境基準達成度

河川名	地点	H22 測定値 (mg/l)	H29 測定値 (mg/l)	変化	環境基準達成度
重信川	重信橋	0.8	0.6	→	○
	中川原橋	2.1	0.9	↓	○
	出合橋	1.5	1.0	↓	○
	川口大橋	1.1	0.8	→	○
石手川	石手川ダム	1.0	0.6	↓	○
	岩堰橋	1.3	1.1	→	×
堀越川	柳之内橋	9.0	4.6	↓	—
宮前川	山王橋	9.5	4.4	↓	—
堂之元川	挿桃橋	9.0	17.3	↑	—

※ 環境基準設定河川の値は 75%値。市内河川（堀越川、宮前川、堂之元川）の値は平均値

※ H22 と H29 の測定値の差が±0.3 以内のものを→で表した。

※ H22 と H29 を比較して、測定値が大きく下がった（水質が改善された）ものを↓、大きく上がった（水質が悪化した）ものを↑で示した。

2. 生活排水処理施設の整備方針

本市の生活排水処理施設の整備に係る基本方針を以下のように設定する。

① 公共下水道

事業効果の高い市街化区域を主な対象とし、人口の密集度・水質保全の緊急度を勘案しながら、下水道処理人口普及率の向上を目指す。

② 合併処理浄化槽

主に市街化調整区域と山間部や島嶼部などの都市計画区域外のエリアを対象とし、公共下水道の全体計画区域外及び既に稼働している大浦地区の農業集落排水処理施設の区域外で、合併処理処理浄化槽の整備を推進する。

また、公共下水道の全体計画区域内では、原則として、公共下水道の整備に期間を要する下水道事業計画区域外で合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、特に水質汚濁が著しい河川流域では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ放流されないよう施策を検討し、河川の水質改善を図る。

③ し尿単独処理浄化槽の合併化の推進

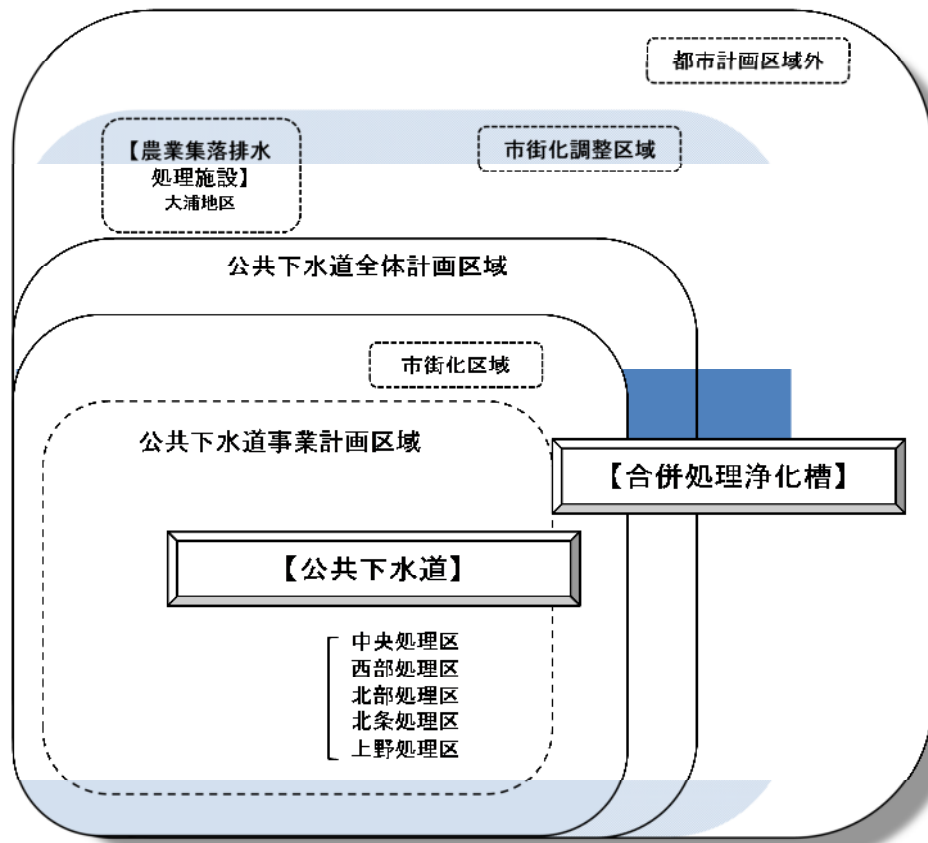
従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への移行を推進

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

する。

④ 農業集落排水処理施設

農業振興地域内の農業集落で、概ね 20 戸以上かつ 1,000 人程度以下の地域を対象とし、大浦地区で実施している。



資料: 松山市環境指導課

図 4-2 生活排水処理施設の概念図

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

3. 公共下水道の整備計画

本市では、1958年（昭和33年）に事業認可を受けて以来、市民の生活衛生の向上、雨水の排除、公共用水域の水質保全を目的に計画的に下水道整備を進めてきた。

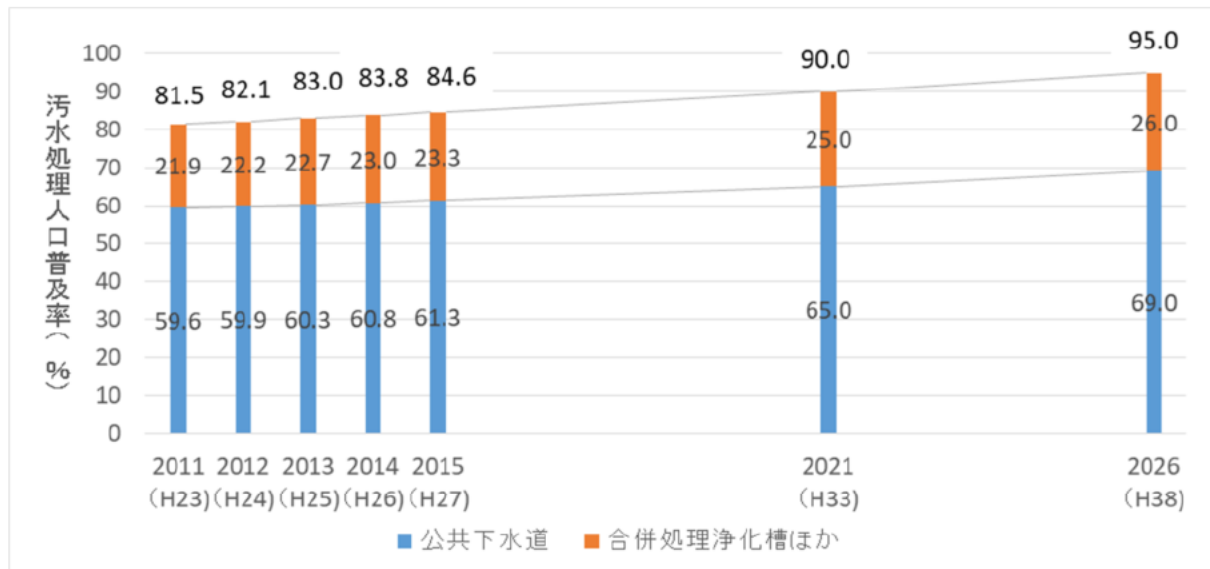
現在は、2017年（平成29年）3月に策定した「第4次松山市下水道整備基本構想」に基づき事業を進めており、計画期間の中間年度にあたる2021年（平成33年）度末で65.0%の下水道処理人口普及率を、最終年度の2026年（平成38年）度末に69.0%とすることを目標としている。

表4-3 下水道整備の指標

	現在(H29年度末)	中間年度(H33年度末)	最終年度(H38年度末)
汚水処理人口普及率	86.4%	90.0%	95.0%
下水道処理人口普及率	62.3%	65.0%	69.0%

※ 汚水処理人口普及率：総人口のうち、公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽の処理区域内人口の割合

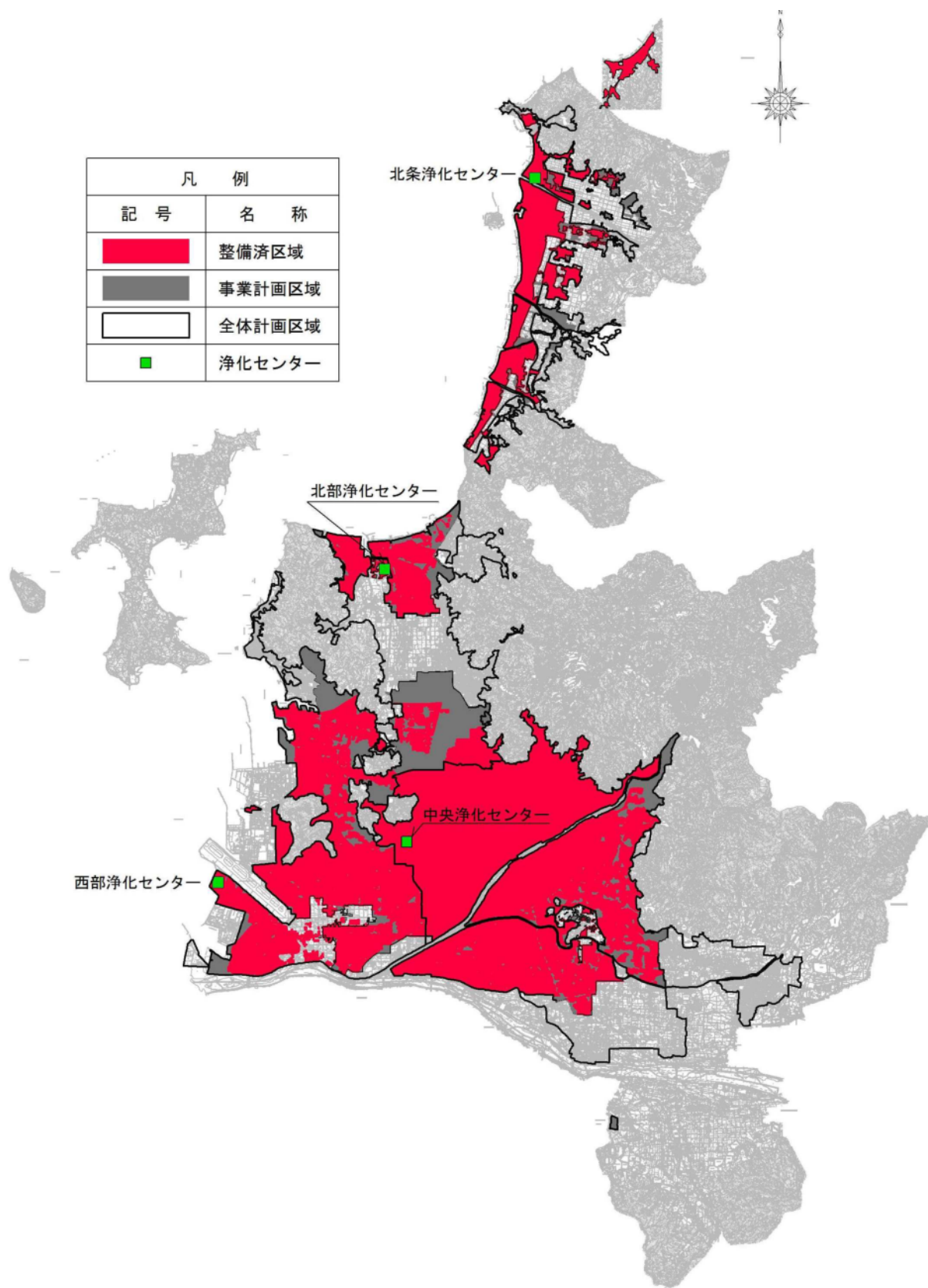
※ 下水道処理人口普及率：総人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合



資料：松山市、第4次松山市下水道整備基本構想、平成29年3月

図4-3 汚水処理人口普及率の目標値

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項



資料:松山市下水道政策課

図 4-4 公共下水道計画図

4. 合併処理浄化槽の整備計画

(1) 整備優先地区の選定の進め方

以下のフローに従ってスクリーニングを行い、合併処理浄化槽の整備優先地区を選定する。

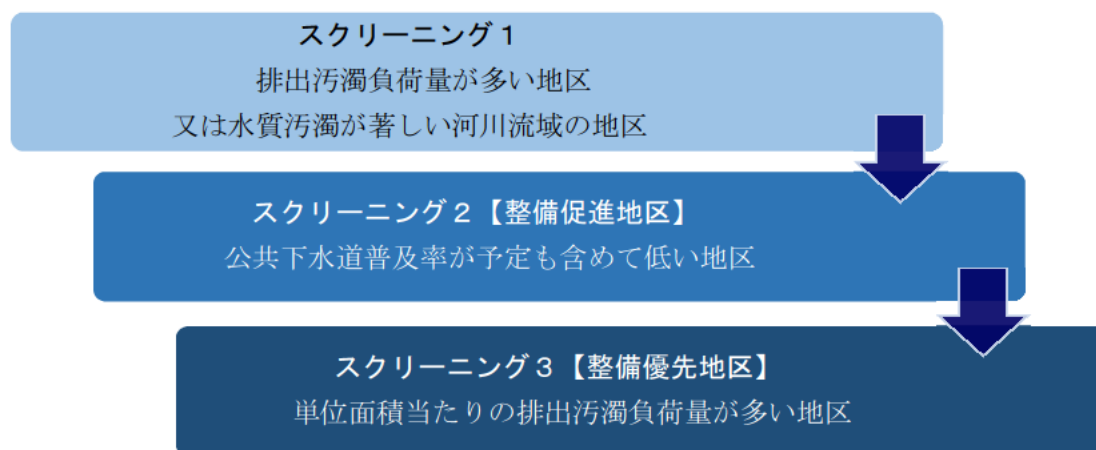


図 4-5 合併処理浄化槽の整備優先地区の選定フロー

(2) スクリーニング1

- ① 農業集落排水処理施設からの地区別の排出汚濁負荷量を算出する。算出式は以下のとおりである。

$$\text{農業集落排水処理施設人口 (H29) } 232 \text{ 人} \times 4.9\text{g/人} \cdot \text{日} = 1.1 \text{ kg/日}$$

- ② 合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの地区別の排出汚濁負荷量を算出する。算出にあたっては、まず地区別の処理人口について、H29 の市全体の処理人口を、市全体の設置基数に対する地区ごとの設置基数で按分することにより算出する。次に、この処理人口に排出汚濁負荷量原単位（合併処理浄化槽 4.0g/人・日 単独処理浄化槽 32.0g/人・日 表 2-4 参照）を乗じて算出した。

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

表 4-4 合併処理浄化槽からの排出汚濁負荷量

地区名	人口(人)※1 ①	設置基数(基)※2 ②	処理人口(人)※3 ③	汚濁負荷量(kg/日) ④=③×4/1,000
番町	3,920	0	0	0.0
東雲	8,374	0	0	0.0
八坂	4,946	0	0	0.0
素鷲	19,107	26	132	0.5
雄郡	32,016	122	621	2.5
新玉	12,292	1	5	0.0
味酒	21,580	299	1,522	6.1
清水	22,726	871	4,434	17.7
桑原	25,823	684	3,482	13.9
道後	23,757	154	784	3.1
味生	27,510	681	3,467	13.9
生石	19,295	82	417	1.7
垣生	12,030	120	611	2.4
宮前	14,767	616	3,136	12.5
三津浜	5,126	45	229	0.9
高浜	7,435	657	3,345	13.4
久枝	20,244	2,033	10,350	41.4
潮見	10,810	1,161	5,910	23.6
和気	12,307	433	2,204	8.8
堀江	11,392	1,111	5,656	22.6
余土	23,768	351	1,787	7.1
由良	709	129	657	2.6
泊	478	64	326	1.3
久米	30,482	2,782	14,163	56.7
湯山	8,233	321	1,634	6.5
日浦	323	28	143	0.6
伊台	6,383	610	3,105	12.4
五明	493	135	687	2.7
小野	17,500	3,732	17,500	70.0
浮穴	9,532	1,617	8,232	32.9
石井	59,108	846	4,307	17.2
荏原	8,324	2,127	8,324	33.3
坂本	1,754	514	1,754	7.0
浅海	1,162	20	102	0.4
立岩	867	170	865	3.5
難波	1,986	99	504	2.0
正岡	2,093	154	784	3.1
北条	7,853	9	46	0.2
河野	5,707	485	2,469	9.9
粟井	7,210	365	1,858	7.4
陸野	327	33	168	0.7
東中島	2,001	357	1,817	7.3
西中島	673	81	412	1.6
神和	784	69	351	1.4

※1 人口は、平成30年3月末の住民基本台帳に基づく(市民課資料(月報)を基に作成)

※2 設置基数は、平成29年度末の値

※3 処理人口は、平成29年の市全体の処理人口(123,168人)を、市全体の設置基数(24,194基)に対する地区ごとの設置基数で按分して算出((②)/24,194基×123,168人)。但し、計算の結果、処理人口が地区人口を超える場合は、地区人口に等しいとする

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

表 4-5 単独処理浄化槽からの排出汚濁負荷量

地区名	人口(人)※1 ①	設置基数(基)※2 ④	処理人口(人)※3 ③	汚濁負荷量(kg/日) ④=③×32/1,000
番町	3,920	0	0	0.0
東雲	8,374	0	0	0.0
八坂	4,946	0	0	0.0
素鷲	19,107	113	308	9.9
雄郡	32,016	366	997	31.9
新玉	12,292	2	5	0.2
味酒	21,580	535	1,457	46.6
清水	22,726	962	2,620	83.8
桑原	25,823	2,262	6,160	197.1
道後	23,757	305	831	26.6
味生	27,510	2,018	5,496	175.9
生石	19,295	533	1,452	46.5
垣生	12,030	302	822	26.3
宮前	14,767	1,929	5,254	168.1
三津浜	5,126	351	956	30.6
高浜	7,435	976	2,658	85.1
久枝	20,244	2,799	7,623	243.9
潮見	10,810	1,527	4,159	133.1
和気	12,307	1,152	3,137	100.4
堀江	11,392	1,605	4,371	139.9
余土	23,768	1,125	3,064	98.0
由良	709	53	144	4.6
泊	478	75	204	6.5
久米	30,482	2,994	8,154	260.9
湯山	8,233	612	1,667	53.3
日浦	323	24	65	2.1
伊台	6,383	105	286	9.2
五明	493	27	74	2.4
小野	17,500	1,465	3,990	127.7
浮穴	9,532	961	2,617	83.7
石井	59,108	3,171	8,636	276.4
荏原	8,324	243	662	21.2
坂本	1,754	12	33	1.1
浅海	1,162	95	259	8.3
立岩	867	126	343	11.0
難波	1,986	131	357	11.4
正岡	2,093	203	553	17.7
北条	7,853	52	142	4.5
河野	5,707	271	738	23.6
粟井	7,210	192	523	16.7
陸野	327	95	259	8.3
東中島	2,001	387	1,054	33.7
西中島	673	187	509	16.3
神和	784	192	523	16.7

※1 世帯数および人口は、平成30年3月末の住民基本台帳に基づく(市民課資料(月報)を基に作成)

※2 設置基数は、平成29年度末の値

※3 処理人口は、平成29年の市全体の処理人口(83,160人)を、市全体の設置基数(30,535基)に対する地区ごとの設置基数で按分して算出(②/30,535基×83,160人)

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

- ③ し尿収集・自家処理からの地区別の排出汚濁負荷量を算出する。し尿収集・自家処理からの排出汚濁負荷量は、まず、地区人口から公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の各処理人口を減じてし尿収集・自家処理人口を求め、これに排出汚濁負荷量原単位(27.0g/人・日 表 2-4 参照)を乗じて算出した。
- ④ 事業場からの地区別の排出汚濁負荷量を算出する。事業場からの排出汚濁負荷量は、最大排水量 50 m³/日以上の水質汚濁防止法の特定施設を持つ事業場を抽出し、その中から海域放流を行っている事業場及び下水処理場を除き、事業場ごとに日平均排水量に排水の水質(COD)を乗じて排出汚濁負荷量を算出し、地区ごとに集計した。
- ⑤ 以上により算出した各処理施設の排出汚濁負荷量を合計し、排出汚濁負荷量が多い地区(300kg/日以上)を抽出する。また、地区ごとに単位面積当たりの負荷量を算出する。
- ⑥ 第2章「6. 水質汚濁の現状」より明らかになった水質汚濁が著しい河川流域(久万川、太山寺川、宮前川、堂之元川の流域)の地区を抽出する。
- ⑦ スクリーニング1の結果は表 4-6 のとおりであり、該当する地区は以下の7地区である。

【排出汚濁負荷量が多い地区、又は水質汚濁が著しい河川流域の地区】

味生・生石・宮前・三津浜・久枝・和気・久米

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

表 4-6 地区別排出汚濁負荷量

地区名	人口 ※1 (人)①	面積 ※2 (km ²)②	農業集落排水 (kg/日)③	合併処理浄化槽 (kg/日)④	単独処理浄化槽 (kg/日)⑤	し尿収集・自家処理 ※3 (kg/日)⑥	事業場排水 ※4 (kg/日)⑦	汚濁負荷量合計 (kg/日) ⑧=③+④+⑤+⑥+⑦	単位面積当り負荷量 (t/日・ha)⑨=⑧/②
番町	3,920	1.38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東雲	8,374	1.21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
八坂	4,946	0.57	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
素鷲	19,107	2.23	0.0	0.5	9.9	2.8	0.0	13.2	0.6
雄郡	32,016	3.69	0.0	2.5	31.9	18.5	0.0	52.9	1.4
新玉	12,292	2.26	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0
味酒	21,580	2.92	0.0	6.1	46.6	4.2	4.8	61.7	2.1
清水	22,726	3.65	0.0	17.7	83.8	70.9	6.3	178.7	4.9
桑原	25,823	6.10	0.0	13.9	197.1	0.0	4.9	215.9	3.5
道後	23,757	6.29	0.0	3.1	26.6	0.0	4.6	34.3	0.5
味生	27,510	7.25	0.0	13.9	175.9	0.0	0.2	190.0	2.6
生石	19,295	7.48	0.0	1.7	46.5	0.0	0.0	48.2	0.6
垣生	12,030	4.24	0.0	2.4	26.3	4.8	0.0	33.5	0.8
宮前	14,767	2.95	0.0	12.5	168.1	0.0	4.4	185.0	6.3
三津浜	5,126	0.96	0.0	0.9	30.6	0.0	1.9	33.4	3.5
高浜	7,435	4.57	0.0	13.4	85.1	38.7	6.5	143.7	3.1
久枝	20,244	4.89	0.0	41.4	243.9	0.0	35.5	320.8	6.6
潮見	10,810	6.73	0.0	23.6	133.1	17.2	3.1	177.0	2.6
和気	12,307	7.09	0.0	8.8	100.4	0.0	1.9	111.1	1.6
堀江	11,392	12.91	0.0	22.6	139.9	0.0	4.2	166.7	1.3
余土	23,768	5.12	0.0	7.1	98.0	51.4	0.0	156.5	3.1
由良	709	4.77	0.0	2.6	4.6	0.0	0.0	7.2	0.2
泊	478	3.97	0.0	1.3	6.5	0.0	0.0	7.8	0.2
久米	30,482	9.83	0.0	56.7	260.9	13.9	7.4	338.9	3.4
湯山	8,233	20.51	0.0	6.5	53.3	95.7	21.1	176.6	0.9
日浦	323	40.65	0.0	0.6	2.1	3.1	0.0	5.8	0.0
伊台	6,383	12.45	0.0	12.4	9.2	80.8	8.7	111.1	0.9
五明	493	17.04	0.0	2.7	2.4	0.0	0.6	5.7	0.0
小野	17,500	26.50	0.0	70.0	127.7	0.0	5.9	203.6	0.8
浮穴	9,532	5.90	0.0	32.9	83.7	0.0	12.2	128.8	2.2
石井	59,108	8.81	0.0	17.2	276.4	0.0	5.4	299.0	3.4
荏原	8,324	14.05	0.0	33.3	21.2	0.0	5.8	60.3	0.4
坂本	1,754	30.60	0.0	7.0	1.1	0.0	0.0	8.1	0.0
浅海	1,162	9.04	0.0	0.4	8.3	1.9	0.0	10.6	0.1
立岩	867	34.30	0.0	3.5	11.0	0.0	0.0	14.5	0.0
難波	1,986	9.44	1.1	2.0	11.4	4.1	1.8	20.4	0.2
正岡	2,093	6.52	0.0	3.1	17.7	0.0	1.4	22.2	0.3
北条	7,853	2.63	0.0	0.2	4.5	0.0	0.0	4.7	0.2
河野	5,707	26.98	0.0	9.9	23.6	0.0	0.3	33.8	0.1
粟井	7,210	13.22	0.0	7.4	16.7	0.0	0.0	24.1	0.2
陸野	327	4.55	0.0	0.7	8.3	0.0	0.0	9.0	0.2
東中島	2,001	12.74	0.0	7.3	33.7	0.0	0.6	41.6	0.3
西中島	673	10.10	0.0	1.6	16.3	0.0	0.0	17.9	0.2
神和	784	9.96	0.0	1.4	16.7	0.0	0.0	18.1	0.2
合計	513,207	429.05	1.1	472.8	2,661.2	408.0	149.5	3,692.6	—

※1 人口は、平成30年3月末の住民基本台帳に基づく(市民課資料(月報)を基に作成)

※2 平成26年より計測方法が変更となり、総面積は429.4km²となっているが、地区別の面積は不明のため、平成25年以前の面積を掲載している

※3 し尿収集・自家処理人口は、地区人口から公共下水道、合併処理浄化槽処理人口、単独処理浄化槽処理人口を減じて算出している。このうち合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の処理人口は、各地区の平均世帯人数に設置基数を乗じて算出している。そのため、計算上、し尿収集・自家処理人口の値がマイナスとなるものが出てくるが、そのような地区については、し尿収集・自家処理人口を「0」としている

※4 海域へ直接放流する事業場及び下水処理場は除く

久枝 は排出汚濁負荷量が多い地区(300kg/日以上。汚濁負荷量を太字で記載)

地区名 : 地区名が赤色ゴシックになっている地区は、水質汚濁が著しい市内河川(久万川、太山寺川、宮前川、堂之元川)の流域の地区

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

(3) スクリーニング2

- ① 平成30年3月末の住民基本台帳登録人口及び公共下水道整備済人口（下水道台帳による）より公共下水道の現在の普及率を算出し、70%以上となる地区を抽出する。
- ② 公共下水道「整備予定MAP」により、地区ごとの整備予定面積を基に算定した整備予定人口より将来普及率を算出し、将来普及率が70%以上となる地区を抽出する。

表 4-7 公共下水道の普及率

	地区名	現在の普及率が70%以上の地区 ※1	将来の普及率が70%以上となる地区 ※2
旧松山市	番町	○	
	東雲	○	
	八坂	○	
	素鷲	○	
	雄郡	○	
	新玉	○	
	味酒	○	
	清水		○
	桑原	○	
	道後	○	
	味生	○	
	生石	○	
	垣生	○	
	宮前		○
	三津浜	○	
	高浜		
	久枝		
	潮見		
	和気		
	堀江		
	余土	○	
	由良		
	泊		
	久米		
	湯山		
	日浦		
伊台			
五明			
小野			
浮穴			
石井	○		
荏原			
坂本			
旧北条市	浅海		
	立岩		
	難波		
	正岡		
	北条	○	
	河野		
粟井	○		
旧中島町	陸野		
	東中島		
	西中島		
	神和		

※1 現在の普及率は、平成29年度末の下水道台帳に基づく

※2 整備予定マップに基づき、地区ごとの整備面積と整備予定面積を集計し、整備済人口を面積按分して整備予定人口を算出し、将来普及率を計算

は現在の普及率が70%以上、もしくは将来の普及率が70%以上となる地区

は公共下水道全体計画区域外

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

- ③ スクリーニング2により、上記に該当する味生、生石、宮前、三津浜の4地区が除かれ、以下の3地区が抽出された。これらの地区を「整備促進地区」とする。

【整備促進地区】

久枝・和気・久米

以上のスクリーニング1・2の該当地区を示したものが図4-6である。

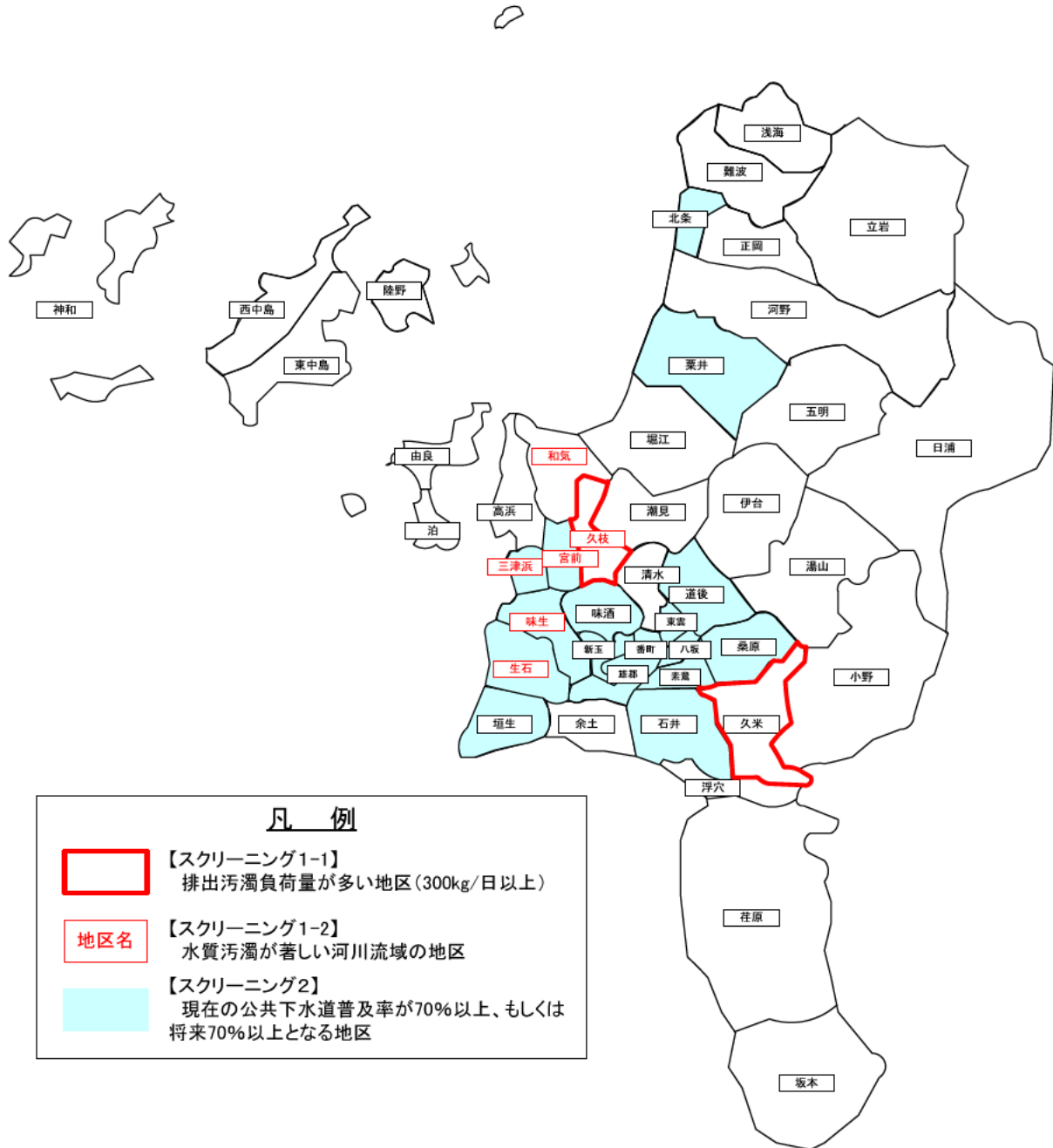


図4-6 スクリーニング1・2の該当地区

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

(4) スクリーニング3

- ① スクリーニング3の基本的な考え方として、整備促進地区の中から特に優先的に合併処理浄化槽の普及を推進する必要性が高い地区として、水質汚濁が著しい河川流域の地区で、単位面積当たりの排出汚濁負荷量が多い地区を抽出する。
- ② スクリーニング3の結果、以下の地区を選別した。この地区を「整備優先地区」とする。

【水質改善優先地区・事業効果の高い地区（整備優先地区）】 久枝

(5) 整備の優先度

さらに、これらの整備促進地区について、以下のような基準に基づき整備の優先度を設定した。これを図で表したものが図4-7である。

優先度A【整備優先地区】	単位面積当たりの排出汚濁負荷量が 6.6t/日・ha と最も多く、水質汚濁が著しい久万川流域の地区	<u>久枝</u>
優先度B【整備促進地区】	単位面積当たりの排出汚濁負荷量が 3.4t/日・ha と多い地区	<u>久米</u>
優先度C【整備促進地区】	水質汚濁が著しい久万川流域の地区	<u>和気</u>

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

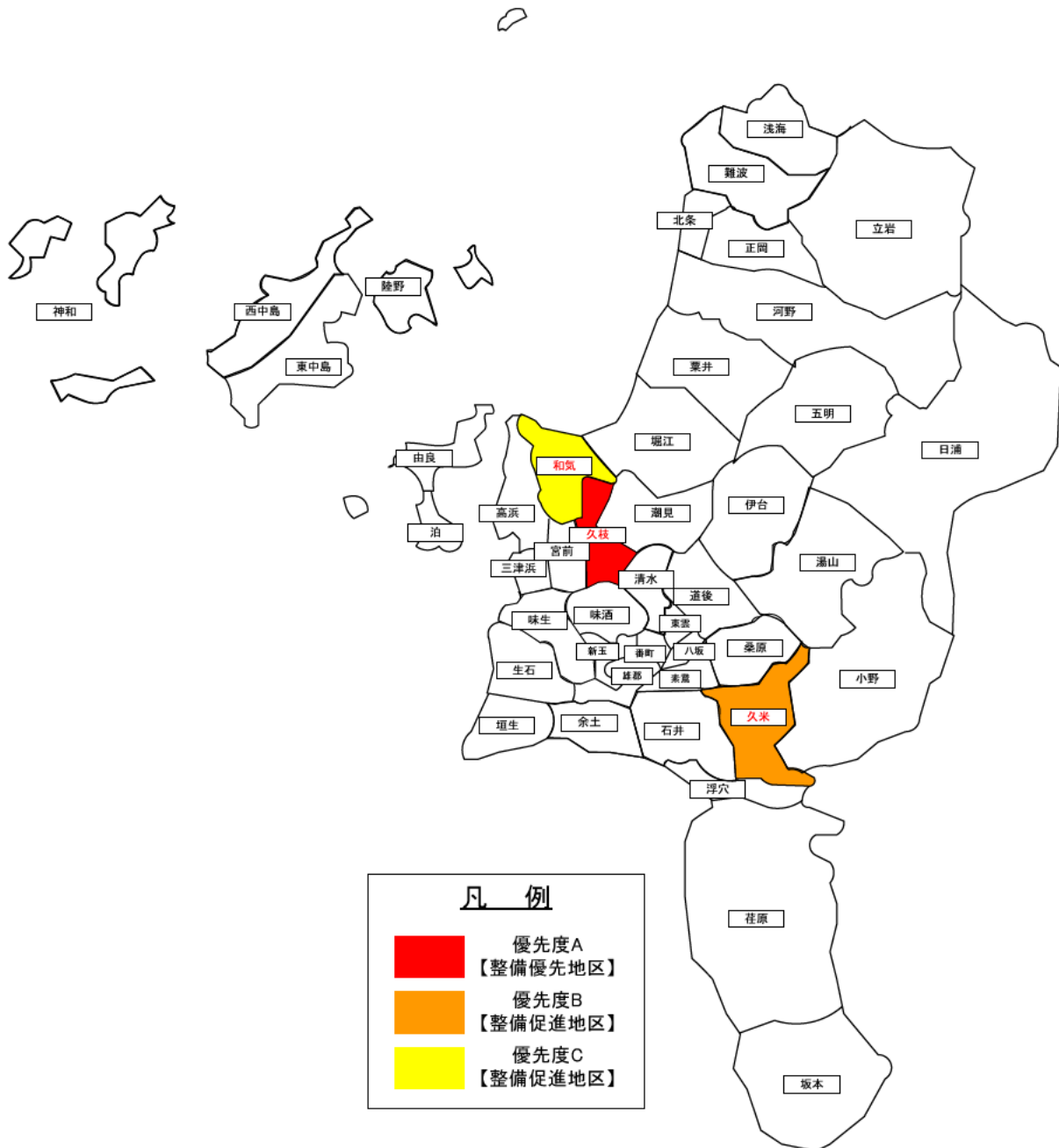


図 4-7 整備優先地区と整備促進地区

1) 整備の基本方針

計画的に整備を進めるため、将来の公共下水道事業計画を考慮し、下水道全体計画区域外での整備を基本とし、特に環境への負荷が大きい単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。これを図で表したものが図 4-8 である。

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

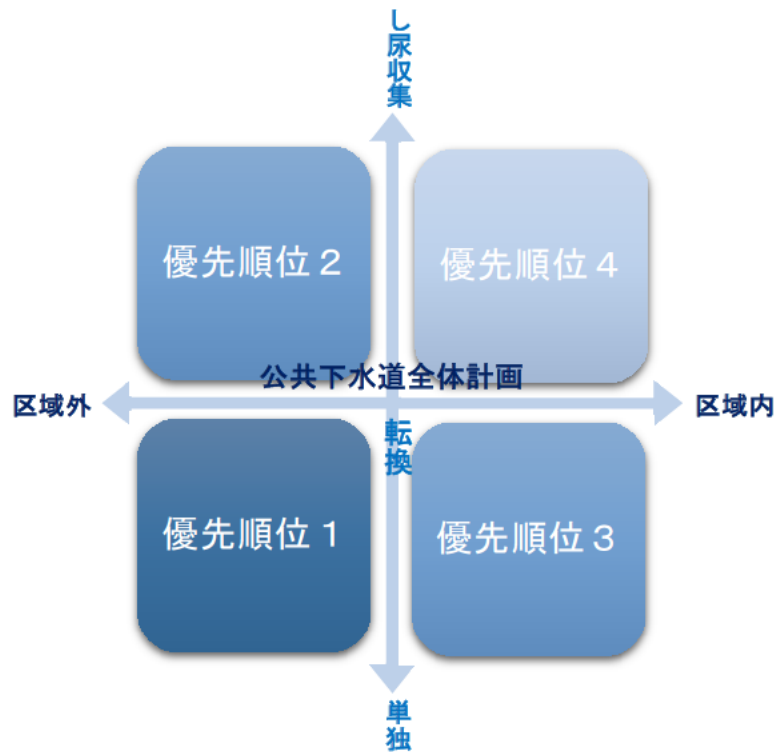


図 4-8 整備の優先順位

2) 公共下水道全体計画区域内での整備方針

原則として、下水道事業計画区域外で合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、特に水質汚濁が著しい河川流域では、未処理の生活雑排水は公共用水域へ放流されないよう施策を検討し、河川の水質改善を図る。

5. 施設整備による効果の予測

(1) 生活排水処理の見通し

「松山市生活排水処理基本計画」では、2021年（平成33年）度、2026年（平成38年）度の生活排水処理人口の推計を次表のように行っている。なお、2017年（平成29年）の値は実績値である。

表 4-8 生活排水処理人口の見通し

		2017(H29)	2021(H33)	2026(H38)
水洗化・生活雑排水処理人口	①+②+③	443,196	456,722	473,797
公共下水道人口（整備人口）	①	319,796	329,800	343,940
合併処理浄化槽人口	②	123,168	126,679	129,627
農業集落排水処理施設人口	③	232	243	230
生活雑排水未処理人口	④+⑤+⑥	70,011	50,678	24,703
単独処理浄化槽人口	④	59,277	42,283	20,611
非水洗化人口	⑤+⑥	10,734	8,395	4,092
し尿収集人口	⑤	10,633	8,327	4,059
自家処理人口	⑥	101	68	33

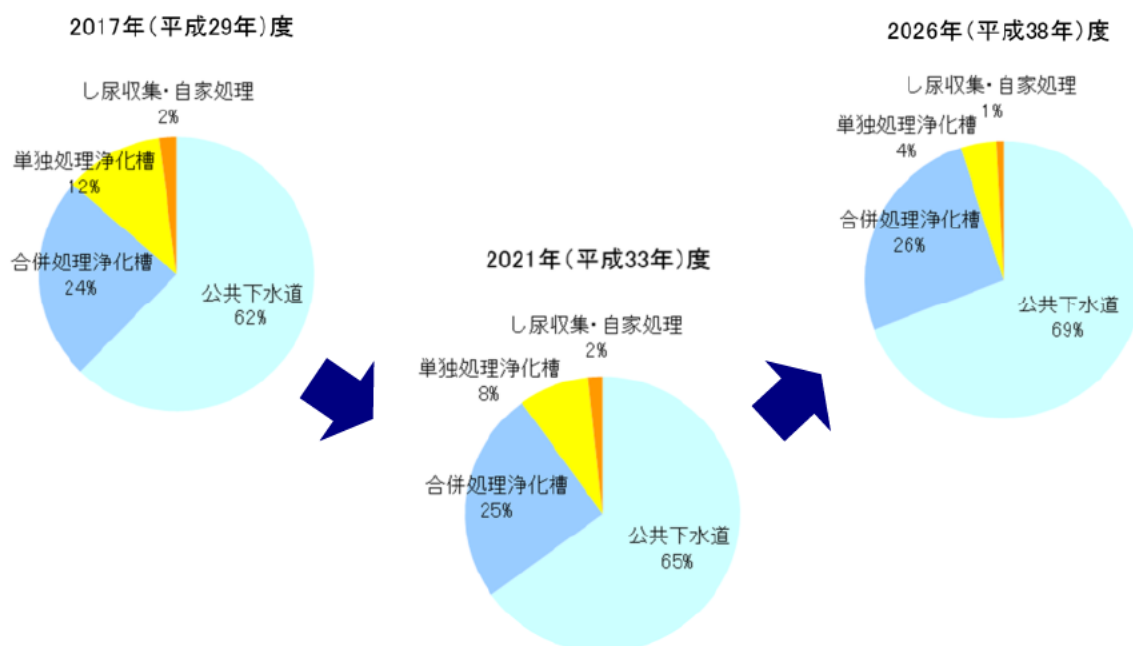


図 4-9 生活排水処理人口の見通し

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

(2) 施設整備による負荷量削減効果

生活排水処理施設に係る汚濁負荷は、2017年（平成29年）度は2,968kg/日であったものが、施設整備により中間年2021年（平成33年）度では20%減の2,384kg/日、目標年2026年（平成38年）度では46%減の1,599kg/日となる。

単独処理浄化槽とし尿収集・自家処理を加えた生活雑排水未処理の汚濁負荷は、目標年で65%減の削減となる。

表4-9 基準年・中間年・目標年の生活排水処理施設に係る汚濁負荷量

2017年(平成29年)度

処理施設	規模(人)	原単位(g/人・日)	汚濁負荷量(kg/日)
公共下水道	319,796	0.9	288
合併処理浄化槽	123,168	4.0	493
単独処理浄化槽	59,277	32.0	1,897
し尿収集・自家処理	10,734	27.0	290
小計			2,968

2021年(平成33年)度

処理施設	規模(人)	原単位(g/人・日)	汚濁負荷量(kg/日)
公共下水道	329,800	0.9	297
合併処理浄化槽	126,679	4.0	507
単独処理浄化槽	42,283	32.0	1,353
し尿収集・自家処理	8,395	27.0	227
小計			2,384

2026年(平成38年)度

処理施設	規模(人)	原単位(g/人・日)	汚濁負荷量(kg/日)
公共下水道	343,940	0.9	310
合併処理浄化槽	129,627	4.0	519
単独処理浄化槽	20,611	32.0	660
し尿収集・自家処理	4,092	27.0	110
小計			1,599

※ 公共下水道の原単位は、放流水質（BOD 2.2mg/l（各処理区汚水量と水質で算定））×日平均汚水量（0.386 m³/人・日）より 0.9（g/人・日）とした。なお、日平均汚水量＝日平均処理水量 123,524 m³÷処理人口 319,796 人（平成29年度実績）

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

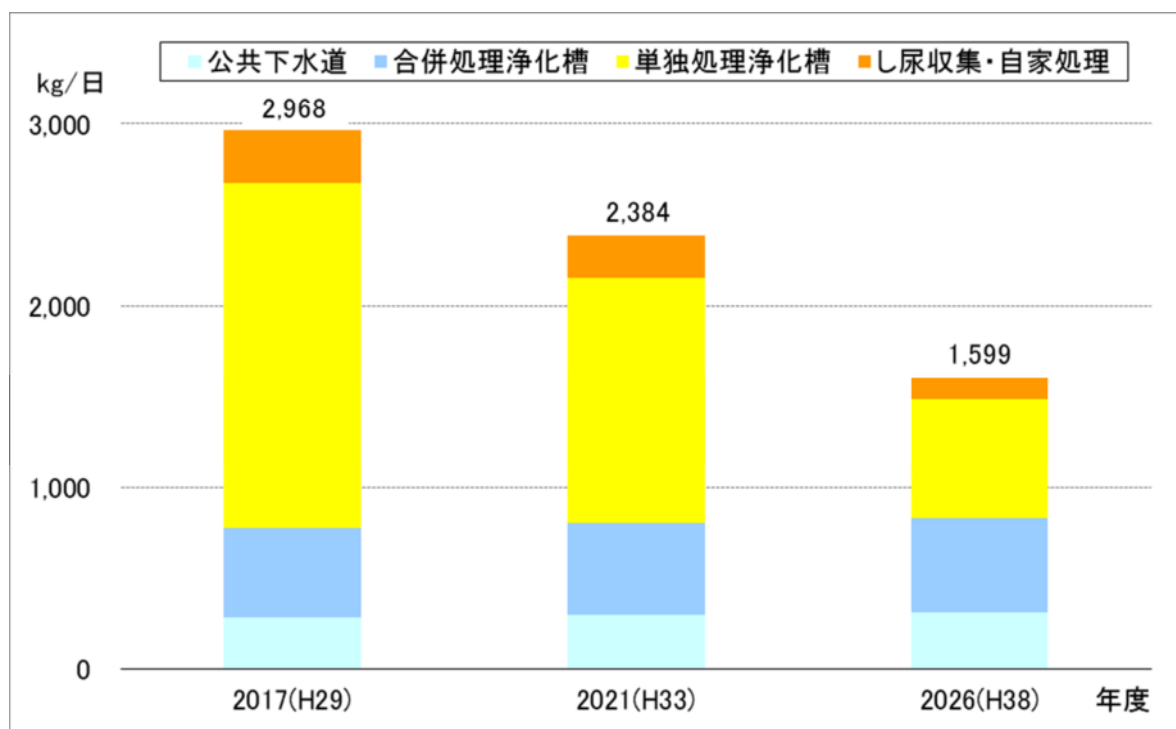


図 4-10 施設整備による負荷削減効果